

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 県づくり特別委員会会議記録

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり特別委員長 守永 信幸

1 日 時

平成30年2月20日（火） 午後1時30分から
午後2時52分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

守永信幸、衛藤明和、志村学、土居昌弘、御手洗吉生、阿部英仁、原田孝司、
平岩純子、河野成司、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工労働部長 神崎忠彦 教育次長 岩武茂代ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 就学における合理的配慮の在り方及び就労における合理的配慮の在り方について現状と課題並びに今後の方策について調査した。
- (2) だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会共同代表の徳田靖之氏、平野互氏を参考人として招致し、意見聴取することを全会一致をもって決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

政策調査課調査広報班	主幹	飛河敦子
政策調査課政策法務班	主査	熊野彩
議事課議事調整班	副主幹	秋本昇二郎

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 県づくり特別委員会次第

日時：平成30年2月20日（火）午後1時30分から
場所：第3委員会室

1 開 会

2 付託事件の調査

- (1) 就学における合理的配慮の在り方について
- (2) 就労における合理的配慮の在り方について
 - ①障がい者雇用に向けた取組（企業、障がい者）
 - ②介護・福祉関連機器の開発・普及に向けた取組
 - ③農福連携についての取組

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

守永委員長 それでは、ただ今から委員会を開きます。

本日の委員会は、就学における合理的配慮の在り方について並びに就労における合理的配慮の在り方について調査します。

それでは、執行部の説明をお願いします。

岩武教育次長 教育次長の岩武でございます。

本日は工藤教育長が庁外で外部識者を交えた協議に出席しておりますので、代理として私からひとこと御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただいておりますことに改めて厚く御礼申し上げます。

本日の特別委員会では、付託事件の就学・就労における合理的配慮の在り方について、まず、特別支援教育の現状を御説明し、2月8日の教育委員会で議決した第三次特別支援教育推進計画についても概要を御説明します。

続いて教育委員会における一般就労に向けた取組について御説明いたします。

各事項は特別支援教育課長から説明いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

後藤参事監兼特別支援教育課長 特別支援教育課の後藤です。

はじめに、大分県の特別支援教育の現状についてお話をいたします。資料の1ページを御覧ください。

大分県の特別支援学校の配置をお示しております。

県立の特別支援学校は、分校の2校を含んで16校設置されております。

大分市を御覧ください。視覚障がい者を対象とした教育を行う学校、盲学校と聴覚障がい者を対象とした教育を行う学校、聾学校は、県内に1校ずつ、大分市に設置しております。

そして、別府市ですが、肢体不自由者と病

弱者を対象としている学校、別府支援学校を設置しており、本校が1校と分校が2校、右の四角の上から2番目と3番目になりますが、石垣原校と鶴見校は分校になります。

別府支援学校の分校ですが、西別府病院に併設の石垣原校と別府発達医療センターに併設の鶴見校がございます。そのほかの11校は、全て知的障がいの特別支援学校となっております。

2ページをお開きください。

特別支援学校の在籍者数の推移をお示しております。特別支援学校の在籍者数は年々増加をしております。

29年度は、右端の上の数字になりますが、1,344名の子供たちが特別支援学校で学んでおります。今後もその数は極端に減少することはないと予想をしております。

在籍者数が増加した一因としましては、一人一人に応じたきめ細やかな教育でありますとか、希望進路の実現などの取組を行っていることに対する本人や保護者の理解が深まってきたことが考えられます。

続いて、3ページを御覧ください。

小・中学校等における特別支援学級数の推移をお示しております。

左側には、その特別支援学級の対象となる方を示しております。若干、法律上の言葉になりますので、難しいとは思いますが、弱視の方、難聴の方、知的障がいの方、肢体不自由の方、病弱及び身体虚弱、言語障がい、自閉症、情緒障がいの方が特別支援学級の対象となります。

大分県では、平成23年度、336学級ございましたが、そこから平成27年度までの5年間で、計画的に200学級を増設するという増設をしてまいりました。その後も要請に応じて学級を設置していくということで審査をしておりますが、29年度は56

0学級となっております。

続いて、4ページをお開きください。

こちらには特別支援学級の子どもたちの数の推移をお示ししております。

特別支援学級を増設いたしましたので、在籍者数は当然増加をしております。特に下の線になりますが、自閉症・情緒障がいの学級の在籍者数が平成18年度からは655名の増加ということで顕著な数字となっております。

続いて、5ページを御覧ください。

小学校や中学校等には、障がいのある子どもたちの学びの場として、特別支援学級の他に通級指導教室、通級による指導があります。通級による指導は、小学校や中学校の通常の学級に子どもたちの籍はございます。主として教科の学習は通常の学級で受けますが、障がいの状態の改善・克服に必要な指導については、通級の指導教室で受けるという形です。年間10単位時間から280単位時間となっております。

グラフにお示しをしているのは、通級による指導の教室の利用者と教室数の推移を示しています。

利用者は年々増加してきており、特に自閉症スペクトラム障がいの子どもたち、また、学習障がい、いわゆるLDと呼ばれる方たち、又は注意欠陥多動性障がい、ADHDと呼ばれる方たちなどの発達障がいの子どもたちを対象とした通級による指導の教室の利用者が多くなってきております。

続いて、6ページをお開きください。

ここからは、障がいのある子どもたちが、今までお話をしました通級による指導、特別支援学級、特別支援学校へ、どのように就学するかについて説明をいたします。

資料の次の7ページを御覧ください。7ページには特別支援学校の就学が可能となる障がいの区分と、その程度をお示ししております。学校教育法施行令第22条の3にその程度が示されております。

例えば、視覚障がいでありますと、両目の

視力がおおむね0.3未満、それから、知的障がいの欄を御覧になっていただくと、知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難と書いてありますように、一概に数字だけでは判断をせず、総合的に判断をするという形で就学を定めていております。

8ページをお開きください。

今、お話しした障がいの程度の基準に該当する児童生徒のうち、真ん中に二重線で囲んだ四角がありますが、市町村教育委員会が障がいの状態や学校や地域の状況等を勘案して、そのお子さんの学びの場が、どこが一番適切かということ判断をされて就学先として決定していくという手順になっております。

9ページを御覧ください。

たくさん子どもたちが小・中学校等で学んでおりますが、子どもたちへの支援が充実するよう、特別支援学校は地域の特別支援教育のセンター的役割を担っております。

主な役割を左にお示しをしておりますが、③地域の小・中学校への支援、④地域内の特別支援教育の核として関係機関との綿密な連絡調整等を巡回相談で実施をしております。

右側にグラフでお示しをしておりますが、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが行っている巡回相談の件数は、年々増加をしてきて、本年度は今統計中ですが、28年度は3,108件の御相談をお受けしております。

次に、10ページをお開きください。

本年度から開始した事業について御説明します。本年度から、特別支援学校への通学に80分以上を要するため通学が困難な、いわゆる特別支援学校までの距離が遠い遠隔地の小・中学校において、特別支援学校と同等の教育内容を保障するというを目的に、サテライトコーディネーターというものを派遣しております。専門性の高い特別支援学校の教員が、対象校13校、18名の子どもたち、それから、13人の特別支援学級の担任へ、特別支援学校のノウハウを直接伝えるという支援を行っているところです。

11ページからは、高校における現状をお示ししております。白黒になっていて申し訳ないですが、実はこのような黄色いリーフレットを平成28年3月に全ての高等学校へ配付いたしました。このリーフレットによって、県立高校では、合理的配慮提供手続マニュアル等も作成していただくようお願いをし、現在、全ての県立高校で合理的配慮提供手続マニュアルが作成されております。

そこにお示しをしておりますが、本年度は25校で86名へ合理的配慮を提供している状況になっております。

続いて、12ページをお開きください。

現在、提供しております合理的配慮の主な内容をお示ししています。

中を御覧になっていただくとお分かりになるかと思いますが、(1)の①授業時における配慮として、ポツの四つ目、書くことが非常に苦手なお子さん、時間がかかる書字障がいというLDの中にありますが、そのような方たちに板書をデジカメ等で撮影してもいいよということがありますとか、⑤その他の配慮に保健室を休憩場所として利用とありますが、情緒的にちょっと落ち着かない状態になったときに、クールダウンするために保健室を利用するなどを行っております。

続いて、資料の13ページを御覧ください。

平成30年度からは、高等学校での通級による指導が法律上可能ということになりました。これまでは高等学校では、法律上難しかったという状況がありましたので、なかなか開かれておりませんでした。法律上可能になりましたので、大分県でも(1)にお示しをしておりますが、ポツの二つ目、平成30年度は、爽風館高校で通級による指導を実施することになっております。

また、特別支援教育支援員の配置についても、現在検討を進めているところです。

高等学校における特別支援教育支援員の配置については検討しております。

続いて、14ページをお開きください。

これまで、平成25年2月に策定した第二

次大分県特別支援教育推進計画により、大分県の特別支援教育を進めてまいりましたが、本年2月、第三次大分県特別支援教育推進計画を策定いたしました。14ページには、その概要版をお示ししております。

平成30年度からは、次期計画により、それぞれの学びの場の更なる充実に向けて、数字の1の*の二つ目に、④⑤⑥とありますが、特別支援学校の再編整備でありますとか、それから、特別支援学級、通級による指導の教室の在り方、そして数字の2特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上の⑨にありますように、特別支援学校教諭免許状保有率の向上などの方策を具体化して取り組んでいきたいと考えております。

最後に、特別支援学校における就労支援について御説明します。

16ページをお開きください。

職業教育を充実させ、就職に向けた生徒・保護者の意識を高める。また、企業からの評価の向上を図ることというような特別支援学校生徒の一般就労率を向上させることを目的に、特別支援学校就労支援事業を展開しております。

現在、1の中ほどに①で書いていますが、知的障がいの特別支援学校に就労支援アドバイザーを8名配置しております。職場開拓でありますとか、関係機関との連携などを行っております。

また、進路実現に向けた働く力の向上を図るために、右の2の①に書いてありますように、スキルアップコーチによる技術指導、外部の専門家を学校に派遣して生徒の技術を高めるといったようなことも実施しております。

また、②に示しておりますが、メンテナンス技能検定を実施いたします。

さらには、生徒の働く力や意欲等を企業などにPRして雇用へつなげるために、来年度は、県内の2会場で③にお示しをしておりますが、特別支援学校ワーキングフェアを開催したいと考えております。

17ページを御覧ください。

来年度からの新しい事業、特別支援学校キャリアステップアップ事業です。

右上に、これまでの一般就労率をお示ししておりますが、徐々に上昇してきておりますけれども、全国値には及ばないというのが現在の状況です。

そこで、この事業では、特別支援学校高等部の卒業生を一定期間、県立学校で雇用し、就労に必要なスキル等を獲得できるようにして、次の就労の場へステップアップさせることを目的としています。

サポートチームと書いてありますが、一人一人にサポートチームを結成し、本人や対象校の管理職等への訪問指導を行うことで、就労面をバックアップしていきたいと考えています。

また、この雇用で得たノウハウについては、特別支援学校在校生への職業教育や進路指導等の充実にもつなげたいと考えています。以上でございます。

神崎商工労働部長 商工労働部長の神崎でございます。

委員方におかれましては、平素より商工労働行政を始め、県政の発展に御指導、御鞭撻いただきましてありがとうございます。

本日は、就労における合理的配慮の在り方についてというテーマに関して、障がい者雇用に向けた取組、次に、介護・福祉関連機器の開発・普及に向けた取組、これは直接テーマと関係ないように見えるかもしれませんが、正にこういう機器の開発・普及を通じまして、障がい者の方の自立支援を促していくということも含まれておりますので、御説明申し上げたいと思います。

最後に、これは農林水産部でございますけれども、農福連携についての取組、この3点について御説明申し上げます。

以下、担当課室長より御説明させていただきます。

後藤雇用労働政策課長 雇用労働政策課長の後藤でございます。私からは、障がい者雇用に向けた取組について御説明をいたします。

委員会資料の2を御用意ください。

1ページをお開きください。

まず、商工労働部で行っております主な障がい者雇用施策について御説明をいたします。

(1)の障がい者委託訓練でございます。

上のスキーム図にございますとおり、県下の高等技術専門校が社会福祉法人や企業等に委託をして実施する職業訓練でございます。訓練の実施に当たっては、各校に配置しております障がい者職業訓練コーディネーターやコーチが、訓練開始前の準備段階から修了後の就職支援まで、きめ細かな支援を行っております。

訓練科目の概要について御説明いたします。下の表を御覧ください。

障がい者委託訓練には、上の二つ、集合型訓練と、下の二つ、企業の現場で行うオーダーメイド型訓練がございます。

まず、集合型訓練でございますが、一番上のパソコンチャレンジ科というのは、企業等で日常業務に必要なワードやエクセル、パワーポイント等の実務能力を取得する3か月の訓練ということで、28年度は定員10名に対して受講者8名、就職者は1名となっております。今年度は7名が受講しております。

二つ目のジョブトレーニング科でございます。これは学科等の座学と現場実習を組み合わせました4か月と4日の訓練ということで、訓練内容は、職業準備講座を4日間、パソコンの使い方やビジネスマナー等の基礎的学科を3か月、企業の現場での実習を1か月行います。

28年度は定員10名に対しまして、受講者7名、就職者は4名となっております。今年度は5名が受講しております。

次に、オーダーメイド型の訓練でございますが、就労訓練科、これは一般求職者を対象とした事業所現場を活用した実践型の訓練でございます。企業等に1か月から3か月の実習を委託して実施をしております。

この訓練は、障がい者一人一人の希望や特性を踏まえて、訓練内容や訓練期間の設定、

実習先企業の開拓を行っております。また、精神障がい者につきましては、コーディネーター等の支援に加えまして、障害者就業・生活支援センターに配置しております精神保健福祉士等が受講者や受入企業の支援を行っております。

28年度は、定員54名に対しまして、受講者14名、就職者は11名となっております。今年度は1月末現在で12名が受講しております。

2ページに就労訓練科のチラシを添付しておりますので御参照ください。

最後の早期就労訓練科でございますけれども、10月1日時点で就職先が内定していない特別支援学校等の生徒を対象にした訓練でございます。特別支援学校の先生と連携して、就労訓練科と同様の内容で実施しております。28年度は、定員16名に対して受講者7名で、7名全員が就職につながっております。今年度は1月末現在で、10名が受講されております。

雇用情勢の改善を背景に、障がい者委託訓練の受講希望者が減少をしております。現在、受講者の掘り起こしということで、コーディネーター等が、A型あるいはB型の施設等を訪問して、支援者に対して、就労訓練科等の障がい者訓練の活用を提案しているところでございます。

今後も、福祉的就労から一般就労への移行のツールとして、障がい者訓練の周知を図るとともに、引き続き、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して、就職やその後の定着支援につなげていきたいと考えております。

次に、3ページをお開きください。

(2) 障がい者雇入れ体験について御説明します。

障がい者雇入れ体験は、企業が障がい者雇用のきっかけをつくるため、そして、障がい者が実際の職場を体験するという事業でございます。具体的には、県下六つの障害者就業・生活支援センターへ委託をして、一般就労

を目指す障がい者と、障がい者雇用に不安を感じている企業を登録しまして、職場実習のマッチングを行っております。

実習期間でございますが、中ほどに書いておりますとおり、最大10日間ということにしております。

実習期間中は、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者が定期的に企業を訪問しまして、双方の支援を行っております。

28年度は予定件数120名に対しまして、150名の雇入れ体験を実施して、就職者は77名、就職率は51%となっております。

今年度は、12月末現在の数字でございますが、119名の実習を実施したところでございます。

引き続き、職場実習を通じた障がい者と企業のマッチングを進めていくとともに、来年度につきましては定着の支援も含めて、この事業の中でやっていきたいと考えております。

次に、4ページを御覧ください。

左側の(3) 障害者就職面接会でございます。この面接会は、大分労働局、ハローワーク等と共催しまして、毎年9月に開催をしております。今年度は9月27日に開催しまして、企業は76社、求職者は289人が参加しまして、面接の結果、35人が就職することになっております。

この面接会は、障がい者の就職に向けた一大イベントとして浸透してきておりますので、来年度以降も継続して実施していきたいと思っております。

それから、右側でございますが、(4)の手話相談員の配置でございます。

県として、手話相談員をハローワーク大分の方に配置しております。県内の聴覚障がい者の職業相談だけではなくて、在職中の聴覚障がい者や雇用している企業からの相談対応等の支援を行っております。聴覚障がい者の特性や雇用に関する問題に精通している手話相談員の役割は大変重要となっております。

続きまして、5ページをお開きください。

2法定雇用率の引き上げの周知に向けた取

組について御説明をいたします。

まず、左側の資料でございますが、法定雇用率の引き上げでございます。平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加されることになっておりまして、民間企業の法定雇用率は4月から2.2%に引き上げられます。

ということで、中ほどにあります。従業員でいきますと45.5人以上の企業が新たに対象となると。今が2%ですので、50人以上は1人採用しないといけないということになります。2.2%になると、45.5人以上の企業が新たに対象になるということでございます。

右の表は、大分県の障がい者雇用率の推移を整理した表でございます。一番下が29年度の雇用率ということで2.44%で全国5位ということになっております。

障がいの種別で見ますと、それぞれ全国平均以上でございますけれども、身体障がい者に比べまして、知的・精神障がい者の雇用率は低くなっているという状況になっております。

続いて6ページを御覧ください。

(1) 精神障がい者・発達障がい者職場内サポーター研修について御説明します。

この研修でございますが、法定雇用率の引き上げや、精神障がい者の算定基礎に追加されたということを踏まえまして、企業の人事担当者を対象として、今年度から新たに実施した事業でございます。

研修内容は、障害者就業・生活支援センター等の支援機関と連携することの重要性でありますとか、障がい者との接し方、合理的配慮についての事例を挙げた解説、事業主支援の説明、それから、障がい者御本人から体験談の発表等をこの研修の中で行っております。

さらに、参加企業の中で起こっている事例をグループで検討していただくなど、企業の担当者の不安や悩みの解消につながるような研修内容としております。

研修ですが、社会福祉法人太陽の家の全面

的な協力をいただきまして、7月、10月、1月の年度計3回実施をいたしました。定員を上回る55社62名の参加をいただいております。発達障がい者の方との接し方で、常に持っていた疑問が解消されたとかの感想をいただいたところでございます。参加企業の中には、受講した話を参考にして、支援機関と連携して採用活動を進めているところもございます。

続いて、7ページをお開きください。

(2) 障がい者雇用促進の要請でございます。先ほど申し上げましたとおり、30年4月以降に法定雇用率が上がって、新たなところを含めて、適用が見込まれます全部で916社に対しまして、知事と労働局長の連名で、障がい者雇用を促す要請文書を送るようになっております。

次の(3)でございます。障害者雇用促進セミナーについては、法定雇用率の適用が見込まれる企業でありますとか、未達成企業を対象にハローワーク大分と連携いたしまして、商工労働部、福祉保健部、教育庁から、障がい者雇用対策等について御説明をしております。

法定雇用率の引き上げに関心が高い企業は多いと思われませんが、具体的な採用や雇用管理の方法がよく分からないといった御意見も多いのは実情でございますので、引き続き、分かりやすく実態に即した事業を継続するとともに、労働局と連携して、障がい者雇用の理解を促進するための周知・啓発に努めていきたいと考えております。

最後に、3の企業における合理的配慮の広がりについて御説明をいたします。

前回のこの委員会で福祉保健部から御説明をいたしました「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」には、第12条に、労働者の募集・採用、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等の労働条件、解雇について、合理的な理由がない差別の禁止を規定しているところがございます。

8 ページを御覧ください。

県内企業における合理的配慮の事例を御説明いたします。

まず、聴覚障がい者の場合でございますが、先ほど御説明をいたしました手話相談員が日常行っている業務や助言した事例でございます。

聴覚障がい者の例でございますが、手話により専らコミュニケーションをとる方がいらっしゃるんですが、面接をする際に、聴覚障がい者と採用担当者の意思疎通を助け、また、聴覚障がいの特性を採用担当者が理解できるよう、手話相談員が同席しています。

また、会議や打ち合わせでは、聴覚障がい者が出席しても発言できないということがあることから、手話相談員のアドバイスにより、タブレット端末で確認できるようにして、本人がその場で発言できるようになったという事例もございます。

また、聴覚障がい者は、職場でのコミュニケーションの不足が原因でトラブルにつながるものが少なくないということがございますので、聴覚障がい者が職場に直接相談しにくい場合には、手話相談員が話を聞いて、管理者や担当者に伝えるということもしております。

次に、下にございます精神障がい者の場合です。就労訓練科を修了して、製造業で採用になった方の事例でございますが、精神障がい者の中には、最初、職場環境や通勤に慣れずに疲れやすい方がいらっしゃいますので、訓練当初は、比較的短い時間から始めて、徐々に訓練時間を延長しております。

また、採用後も、本人の体調を見て、超過勤務をするかどうか判断するようにしております。

また、訓練期間中は職場に直接相談しにくい場合がございますので、障がい者職業訓練コーチなどが本人へ、不安なことがあれば相談してほしいということを伝えておりまして、本人からの相談内容を管理責任者と協議して問題を解決しております。

採用後は、障害者職業訓練センターのジョブコーチへ引き継いで、相談対応等の支援を行っております。

合理的配慮は、障がい者の特性や職場の状況に応じて提供されるものであり、多様で個別性が高いことから、労働及び雇用における合理的配慮義務の周知・啓発とともに、日頃からの取組の中で、企業と障がい者の間に立って、特性や個別の事情に配慮して、一つ一つ問題を解決していきたいと思っております。

以上で障がい者雇用に向けた取組についての説明を終わります。

稲垣産業集積推進室長 産業集積推進室長の稲垣でございます。

私からは、介護・福祉関連機器の開発・普及に向けた取組について説明いたします。委員会資料の9ページをお開き願います。商工労働部では、県内のものづくり企業の医療関連機器産業への集積を図るため、これまでの医療機器分野に加えまして、介護・福祉機器の分野にも取組を拡大しているところでございます。

介護・福祉現場には、在宅や施設利用の様々な場面におきまして、障がい者や高齢者と介護者双方の視点から多くのニーズが存在していると考えられます。

そこで、関連機器の開発や普及を促進し、障がい者や高齢者の自立支援や介護現場の生産性向上等を図るため、大分県医療ロボット・機器産業協議会の専門部会といたしまして、介護・福祉関連機器開発部会を今月の22日に立ち上げることをしております。

この部会は、県内の産学官の関係者により構成されまして、介護・福祉現場からの機器開発ニーズと、ものづくり企業とのマッチングや販路拡大に向けた企画・提案を行うこととしております。

特に今回は、現場の声を多く取り入れるため、社会福祉介護研修センターを始め、様々な福祉関係の団体に参画していただいております。大分産の介護・福祉機器の開発・普及につなげていきたいと考えております。

また、来月には部会主催の行事といたしまして、太陽の家との連携によりまして、障がい者や施設職員が日頃感じている機器開発ニーズの発表会を開催することとしておりまして、多くのものづくり企業の参加により、機器開発の足掛かりとしたいと考えております。

以上で介護・福祉関連機器の開発・普及に向けた取組についての説明を終わります。

小関新規就業・経営体支援課長 農林水産部新規就業・経営体支援課の小関でございます。

私からは、農福連携の取組について御説明申し上げます。

委員会資料の10ページをお開きください。

農林水産部では、農業・農村での担い手不足という問題を恒常的に抱えております。特に資料左上の課題にもあげていますが、農繁期等の季節労働者不足は深刻で、農村ではパート雇用もままならない状況となっています。

他方、農作業の中には、繰り返し作業など障がい者の特性に合った作業工程も多くあり、農福連携が進めば、障がい者の働く場の確保や工賃向上につながることも考えております。

そこで、資料右側の取組内容にありますとおり、障がい者の就労に適した作業の把握、作業工程の切り出し作業を福祉事業所と連携しながら行い、生産者とのマッチングを図る事業を本年度から3か年の事業として取り組んでおります。

次に、資料左下を御覧ください。

まず、初年度である本年度は、JAおおいの地域事業部ごとに各5品目、合計25品目の候補品目をリストアップし、共同受注事務局と相談しながら、実証品目をキク、ニラ、かんしょ、ベビーリーフの4品目としました。その後、実際に障がい者の方に農家の畑や作業場まで来てもらい、作業可能かどうかの実証を行いました。

実証を受け入れていただいた農家では、スピードは遅いが丁寧な仕事をしてくれる、刃物を使う作業は無理だと思っていたが、実際は問題なかった、というような感想をいただき、福祉事業所からは、障がい者が新たな作

業にチャレンジできる、作業は問題なく行えたので継続的に仕事を受注したい、という感想をいただきました。

しかし、一方では、障がい者とのコミュニケーションのとり方がよく分からないなどの意見もありました。

また、福祉事業所から、障がい者へ直接指示しないこと、トイレの確保が必要など事前の注意事項があり、なるほどと気付かされる場面もあったと伺っています。

農福連携の事業は緒に就いたばかりで、手探りの状態ですが、今回のモデル実証により、必要となる合理的配慮の中身の検討もあわせて進めながら、施設外就労の普及拡大と、農家の労働力不足という二つの課題の解消につなげていければと考えております。説明は以上でございます。

守永委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質問等ございませんでしょうか。

平岩委員 お疲れさまです。4点あるんですけど、多いので2点ずつ聞きます。まず、特別支援学級の弱視の学級が、今、国東か何かにあるだけではないですかね、視覚障がいのお子さんたちは、結構いろいろ配慮してもらいながら、また拡大鏡も使いながら、いろんな学校にいると思うんですけど、弱視の学級の設立の要望は余りないのかなというところが1点。

それから、特別支援学級が200増やしていただいて、とても増えて、中規模の大分市内の学校でも、いわゆる特別支援学級に通っているお子さん、30人ぐらい一つの学校にいるということが間々あるんですよね。そうすると、知的と情緒と、こう分かれていくと、一クラスの人気数は、とても多くて、それは定員が決まっているので、そこをいじられないんですけれども、やっぱり先生が一人で、加配というか、支援員を付けていただいたりしているんですけど、そこがすごく今、結構厳しい状況にあるかなと思っているんですね。

在籍の子どもの数はこれから増えていくだ

ろうと思うんですけども、そこらあたりの考えというか、方向性と言うと難しいけど、少し教えていただければと思います。

後藤参事監兼特別支援教育課長 まず1点目の弱視の学級についてお答えをいたします。

弱視の学級ですが、要望というのは、やはり少ないとお答えをさせていただきます。上がってくるのがまれにしかないというような形です。

では、どのようにサポートをしているのかというと、盲学校の特別支援教育コーディネーターが全県を巡回をしております。必要に応じて、そちらにサポートに回ったり、また、場合によっては、担任の先生や御本人が盲学校へおいでになって、必要な専門的な知識をいただくということもしております。

また、今、機器が進歩しましたので、iPadにデータとしてプリントであるとかデジタル教科書等におとせば、ピンチアウトと言って指で拡大をして見るができる。色が苦手な方は白黒の反転ができるとかいう、そういうもともとiPadに入っている機能を使って、より見やすくするというをサポートして教えることで、通常の学級、それから、地域の学校でも学ぶことが可能になってきているところがあるかと思えます。

ただ、病気によって、視力の程度が進行していられる方については、年齢の高い方になると思いますが、盲学校への進学を希望されて、高等部や専攻科から入ってくるという方が多いのも実情です。以上が一点目のお答えです。

二点目の学級については、説明の中でも申し上げましたが、これから増やさないとかいうことではございません。必要に応じて、また、地域の状況に応じて検討させていただくことにしております。

国の方向性としては、インクルーシブ教育システムの構築ということで、できるだけ地域で学べるようにということも考えてはおりますので、大分県も同様に進めていきたいと思っておりますが、環境によっては、なかなか地

域で過ごすことも難しいという方たちもおりますので、そのお子さんたちの必要な学びが提供できるかどうかということ審査しながら、設置を進めていくとか、必要に応じて進めていくということになります。

支援員さんについては、私ども県立の支援については、本年度検討させていただいていますが、あくまでも、その御本人たちが必要であるとか、御本人が言いにくい場合は、保護者さんが必要であるという要望に応じて支援員を提供するという形になります。それは、もう障がいのある方たちの主体的な考えを阻害しないということもありますので、要望に応じてこちらも考えさせていただいて、県立については来年度から実施をしようと考えております。市町村は市町村ごとに支援員をまた配置をしていただいているところです。

平岩委員 ありがとうございます。

特別支援学級の1クラスの定員が8名だとか決まっていると、そこに学年が1年から6年までいるんですね。だから、やっぱり担任が1人でいろいろやっていくというのは、本当に厳しい状況も生まれ、それが十分にできないから子どもたちに逆に迷惑かけているなという部分もあったもんですから、その部分をお聞きしたかったんですけど。

それと、3点目ですが、肢体不自由と知的障がいを併せ持っていたりすると、どうしても1年生の就学のときに、支援学級に入るときに知的が優先されるということがあったりして、これは肢体不自由の支援学級というのが、そもそも私は余りないと思うんですけど、そうすると、子どもというのは、一緒に入っていくと、一緒に育っていく中で、お互いにバリアはなくなるんですけど、何が一番大変かということ、受け入れる側の大人の問題で、まず学校がいろんな施設整備が整っていない。段差がある、そして、車椅子が通用できない、けがさせたらどうしようというようなところで、1年生に入るときに本当に大変、何かもめています。

それで、今は昔に比べると、保護者の願い

のほうがちんと受け入れられることが多いので、保護者はここに行きたいと言えば、そこに割と入ってくるんですけど、肢体不自由と知的障がいを重ね持っていたりする場合は、やっぱり知的が優先されてくるのかということをお聞きしたいなと思いました。

それから、4点目ですが、商工労働部の方でいろいろやっていただいています、私は見ている、障がいのある方もいろんな個性の方がいらっちゃって、皆さんそれぞれみんな違うんですけど、どちらかというと、ボーダーラインにいらっしゃる方たちの就労が、継続が、結構難しいなあとずっと見てきて思いました。

お仕事をされているんだけど、自分の思いは自己主張は物すごくできるんだけど、周りとのコミュニケーションがうまくいかなから、どうしてもそこで見てしまう。ジョブコーチがついているはずなのと思うんですけど、職場を二転三転と替わっていく方がたくさんいらっしゃるんですね。

親御さんは、年を取ったら、もう本当にだんだん力がなくなって、いなくなって、でも、兄弟との関係もうまくなかったりしたときに、結局は最後、孤立してしまうというところで、やっぱりそういう就労がつかずきかけているときにどうサポートするのか。これは就労してすぐの問題ではなくて、ずうっと見守っていかねば難しいことだなあと今まで思ってきたんですけど、そのあたりのお考えがあったら、お聞かせください。

後藤参事監兼特別支援教育課長 肢体不自由と知的障がいを併せ持つお子さんの就学にあたってということでお答えいたします。

個々に、お子さん一人一人によって違うので、一概にどちらですということは申し上げられません。お子さんの困りの状態を検討し、どちらのほうが適切かということ由市町村教育委員会が判断することになりますが、それにあたっては保護者さんの要望でありますとか、お子さん本人がお話ができるとか、意思表示がきちんとできる方であれば、お子さん

に体験をしていただいて、その様子や言葉から判断をしていくということになるかと思えます。

ただ、肢体不自由の部門については、施設設備の工夫で、教室を1階に設けるとか、洋式トイレを設置する、そういったこと、また、今、いろんなアプリがありますので、文字が書きにくい方は声で言えば書き出してくれるとか、それから、記述式のテストをチェック式に変えるとか、いろんな工夫によって、肢体不自由の部分はカバーできる方法がたくさんございます。

知的障がいの部分は、もう学ぶ内容から検討しなければなりませんので、なかなかそういった工夫が難しいということも影響をしているのではないかなと思えます。

後藤雇用労働政策課長 平岩委員がおっしゃったとおり、障害者就業・生活支援センターの方にお聞きすると、最近やっぱりボーダー上の方が増えているんじゃないかというお話もお聞きしております。

資料の中でもちょっと御説明いたしました今年から始めました職場内サポーター研修は、太陽の家の全面的な協力をいただいて研修を実施したんですが、とにかく太陽の家の方の講義の中で、私も1回この研修に参加をしたんですけども、障がい者の方に、やっぱり仕事という意味で毅然として対応するところも必要だと。ただ、それ以外の部分は、やっぱりなかなか分からないことも多いというところがありますので、そういうときは障害者就業・生活支援センターを活用してくださいというお話がありました。

参加された企業の中には、そういったところがあることを初めて知ったという方もいらっしゃいますし、センターをそんなふうを活用するんだということを知らなかったという方もいらっしゃいますので、なかなか難しいところは、そういった専門支援機関を活用するというのが一つ必要なかなと思えます。

私どものこのサポーター研修は、人事担当者を対象にしたものでございますが、今、国

がいわゆる同僚を対象とした同じようなサポーター研修というのを今年から始めております。要は同僚が障がい者の特性なりを知って、支援の仕方等を学んでいただく研修も行っておりますので、そういった労働局との連携した形で研修をしていきながら、あるいは支援機関の活用を周知しながら、就職した障がい者も長く働けるような支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

平岩委員 はい、分かりました。

堤委員 まず一つ、先ほど、この第3次計画の概略等々の中で、支援学校の子どもの数も増えているし、学級も増えてきているという状況の中で、結局、そこで働く先生方、あと、免許状の保有率を向上させましょうという記載はあるんだけど、それ以外に数を増やすだとか、そういうふうな形というのは考えられているのかなというのが1件。

もう一つは、別府支援本校を廃止して、鶴見校と石垣原のそれとを本校化すると。

この表を見ると、在籍の子どもの数の差というのは結構あるみたいなんだけれども、本校をなくすという、そういう弊害というのは何か出てくるんですか。仮にその子どもが通学するのにどうだとか、そういうものがあれば、少し教えていただきたい。

あと、それらの分校を本校化することによる大きなメリットといいますか、それを少し教えてください。

後藤参事監兼特別支援教育課長 子どもたちの増加によって、先生の数をというところですが、基礎定数という本質がございますので、法律にのっとって、私どもではなく人事課が担当になりますけれども、配置をしていくということになるんだと思います。

そして、二つ目の別府支援学校の本校の通学についてですが、現在、本校は通学生を対象としております。鶴見校、石垣原校は、施設に入所している方、病院に入院している方を対象としています。

本校には、スクールバスが設置されておりますので、本校が解消をするということにあた

って、今度、通学する鶴見校に入る方、石垣原校に入る方は、そのスクールバスによって、また通っていただく。決して一台とは、今のところ限定は考えておりません。必要に応じてバスを配備をしていきたいと思っています。

実は、鶴見校は現在32名、石垣原校は12名しか子どもがいないという状況ですので、少し検討させていただいたような背景もあります。

鶴見や石垣原が本校になることのメリットは、何といたっても医療や療育機関との連携です。現在も検討して進めていただいておりますけれども、授業の中に療育ですね、訓練を専門とされる方たちが入ってきていただいて、専門的な分野をサポートしていただける。それから、石垣原は西別府病院の医療関係の方に来ていただいて、情緒の安定がなかなか難しい方に、こんなふうな工夫がいいよということ докторからサポートしていただけるというメリットがあります。

本校は、現在、通学生を対象としておりますので、なかなかそれを得ようと思うと、タイムラグが生じるといいますか、主治医に御連絡をとって、またそこからサポートをいただいたりすると、どうしても時間差が生じて、お子さんの困りにすぐ対応できないというデメリットがありますので、ぜひそういう医療や療育機関との連携を強めたいというふうに考えて今回の計画を立てております。

堤委員 基礎定数というのは当然あるんですけども、県単で官営の部分だとか、そういうのはぜひ、人事課もあるんでしょうけれども、原課の方からも人事課会で強く要望した方がいいと思います。そこ任せじゃなくてね。よろしく申し上げます。

土居委員 六点あります。二点ずつ簡潔にいきたいと思います。

まず、特別支援学級の市町村配置の支援員ですね、この方々の研修をもっと充実させるべきだと僕は思うんです。どう見ても必要じゃないかなという方もたまにはいらっしゃるんで、その辺をやっぱり県も指導すべきだと

思うんですが、何をどのように考えているのかお伺いします。

それから、就学先を決定するとき、市町村の教育委員会が総合的に判断するんですけども、その前にドクターが相談にのりますよね。そのときにドクターから、残念ですけども、地元の学校に行けませんというような言葉を受けた方もいらっしゃるということで、やはりドクターの皆さんにもちょっと勉強してもらわないといけないなと思っているんですが、その辺、どのように考えているのか、まず、この二点をお伺いします。

後藤参事監兼特別支援教育課長 支援員の研修について、まずお答えいたします。

市町村ごとに雇用されておりますので、当然市町村ごとに支援員さんの研修は行っていると思います。

ただ、市町村教育委員会と私ども大分県特別支援教育連携協議会というものを立ち上げておまして、その中で支援員さんの研修に専門的にサポートできる方を御紹介したりというようなことも実施しておりますので、実施をするのは市町村なので、なかなか強制は難しいんですけども、こういったようなところがサポートできますよというようなことは御紹介を差し上げているところです。

二点目の就学先の決定ですが、実は医師会にもいろんな御説明を差し上げています。就学だけではなくて、特別支援学校の医療的なケアという部分でも、医師会には大変お世話になっておりますので、理事長先生を始め、年度初めには必ず御説明等を差し上げていております。

残念ですが、地元の学校に行けないという言葉は、ちょっと私もびっくりしておりますが、その子の学びにとって一番適切な場所はどこなのかということで、やはり選択をしていくべきだとは思っていますので、また今後御理解いただけるように努めていきたいと思っております。

土居委員 ありがとうございます。研修ですけども、市町村が研修するというのは十分

存じていますが、県の方からいろんなアドバイスも積極的にしていただきたいなと思っています。

それから、次の二点ですが、支援学校の一般就労に向けた取組はよく分かりました。

現場も目標数値を達成するために一生懸命一般就労に向けて教育をしているんですけども、一般就労に向かない子どもたちもいらっしゃると思います。

現場の声を聞くと、取り残された感じがあるみたいなことも、ちらっとお伺いしますので、そういった皆さん、どのように教育をされるのか。

それから、第3次特別支援教育の推進計画の中で、6ページの今後の計画、課題1のところの括弧の中ですね、他校通級による指導を活用できる環境の整備とあります。具体的にはどういったところを目指そうとしているのか。

更には、これはひょっとしたら、副学籍制度までを見越してできるようなことにならないのかなと思っていますが、そこについてもちょっとお伺いします。

後藤参事監兼特別支援教育課長 一般就労以外の生徒さんについて、まずお答えをいたします。

本日は一般就労について御説明を差し上げましたが、私どもお話しするときは、生徒の希望進路実現100%という説明をいつも差し上げています。というのは、先ほど委員おっしゃったように、一般就労以外のお子さんたちも行きたい働き先が必ずあって、それを生活介護であるかもしれませんが、それもそのお子さんの望む進路であると捉えてサポートしているところです。なかなか言葉にできない方たちについては、「実習」という名目になりますが、体験をしていただいて、生徒さんの様子からどの場所が一番合っているのか、本人が喜ばしい顔をされているのかということで選択をしていくようにしております。決して一般就労だけを目指しているわけではございません。

二点目の、他校通級についてお話をします。

この本文の中にも示していますが、通級による指導は、一学級の人数がとても少ないというようなどころもございますので、かといって、生徒さんが別の学校に通っていくというのは、小学生は制服等がございませんので、できるのかなとは思いますが、中学生がお隣の学校に通っていくと制服が違うのでわかるとか、御本人のやはり自尊心の問題でありますとか、では、どの時間に通級をすればいいのかという、今度時間の問題等出てまいります。できれば、通級担当の先生がお隣の学校に行けるような工夫をしたいなと思っておりますが、これから具体的にしていきたいと思っています。

土居委員 副学籍もよろしく願いいたします。

後藤参事監兼特別支援教育課長 副学籍制度については、なかなか全国的に広まらないというところもございます。全国的な動向を見て検討していきたいと考えておりますので、また今後も検討を進めます。

土居委員 最後の二つです。

商工労働部の法定雇用率の引き上げですね。地方公共団体2.5%になりました。県下の自治体で今現在2.5%に達していない自治体があったら教えてください。

それから、もう一つ、障害者就業・生活支援センターですね、さらに活用していかねばならないのはよく分かりますが、その派遣会社から支援員が送られてき、それが早くても夏ぐらいの配置だと。春にはまた辞めないといけないんじゃない、支援員の継続性も必要だと思うんですが、その辺の継続性の担保とかいうところはどんな具合になっているのかお伺いします。

後藤雇用労働政策課長 私ども商工労働部でございまして、自治体の数字は今日資料を持ち合わせておりません、すみません。

それから、二点目は、それは障害者就業・生活センターの支援員のことでございますか。ちょっとすみません、その辺の状況は把握で

きておりません。

土居委員 分かりました。いいです。

守永委員長 数字は事務局から福祉保健部の方に確認してもらっていいですか。

(「はい」と言う者あり)

それとあとほかの皆さんどうぞ。

河野委員 すみません、商工労働部の皆さんでお分かりになるのかなんですが、岡山県などで就労継続A型の事業閉鎖ということが大問題になっておまして、基本的にA型ですから最低賃金の保障というものが大前提で、これまでについては補助金交付金というものについて、工賃の上乗せという形でそれを満たしていたけれども、それが認められなくなって、それが事業の存廃に関わってしまったという報道もあるわけでありまして、大分県の状況というのは、どのように把握されているのかお分かりになりますか。

後藤雇用労働政策課長 今委員おっしゃったとおり、夏の新聞で他県の状況が出ましたが、大分県の状況をすみません、今、把握はしていませんが、障害福祉課に聞いたところ、そんなに今のところ数はないというのは、確か聞いたような覚えがございます。もしそういった事態がございましたら、早目に情報を福祉保健部の方に伝えるとともに、あと、ハローワークとも連携して、そういったA型事業所に勤めている方が失業をしないような形の支援というのはしていきたいと思っております。

御手洗委員 商工労働部ですが、9ページの福祉関連機器の開発部会を2月22日ですか、立ち上げるということでもありますけれども、非常にいいことなんです、これはどういうものを中心に開発をしようとしているのか。

そして、開発をするということになると、ニーズとかいろいろな要望があると思うんですが、その県内企業ですが、そういうところは県内あるんですかね、ちょっとそのところを。

稲垣産業集積推進室長 どういったものであるのかという話の中で、今、非常に介護現場、

福祉現場は人手不足ということで、負担軽減を求められるという中で、例えば、移乗介助ということで、患者さんを動かすときに、パワーアシスト等で力が余り掛からないような形で移乗できるようなものとか、また、移動支援ということで、高齢者の方が外出のときに、どうしてもこけてしまう場合が多いので、そこをサポートする、転倒防止につながるような機器とか、又は見守りコミュニケーションということで、高齢の方お一人でなかなかコミュニケーションがとれない中で、高齢者とのコミュニケーションができるようなものとか、あと入浴支援ということで、入浴にかかる一連の動作を支援する、そういったような分野の機器開発が望まれていまして、県内企業がそういった機器開発ができればなと思っています。

また、県内企業では既に、例えば、車椅子で、それを活用して、後付けでこいで本人のまだ残っている能力を発揮して、自立支援につながるような足でこげる車椅子、そういったものを開発する企業もございまして、各企業それぞれ技術を持っていますので、それを生かしながら、そういった機器開発ができればなと思っています。

御手洗委員 介護研修センターに行くと、様々な医療も含めた介護機器が開発されているんですね。そういう中において、さらに地元で取り組むという意欲は大切なことなんですけれども、さらにそれを上回るようなものがどうなんですかね。

稲垣産業集積推進室長 介護福祉機器の開発においては、それぞれ介護される方の状況が異なっているということもあります。又、それぞれ現場で困っている課題というのも様々なものがあるかと思いますが、そういったものを一つ一つ介護現場と連携を密にして、こういった会をつくって、しっかりそういったニーズを拾いながらやっていけば、県内企業も新たな機器開発に参入できる、そういったことができるのではなからうかと思っています。

御手洗委員 そういう取組というのは非常に大切なことです。難しいことなんです。看護の現場におりますから。この中でやはりそういう取組は必要なことですが、難しいことなので、随時あらゆる場で、その経過を報告してもらいたいと思います。

後藤雇用労働政策課長 すみません、先ほどの土居委員の質問ですが、手元に市町村の障害者雇用率のデータがございましたので、2.5%に達していないところを御紹介します。

大分市役所、中津市役所、日田市役所、豊後大野市役所、杵築市役所、由布市役所、玖珠町役場、九重町役場、以上8市町村が2.5%未満ということに今なっております。

土居委員 特に公共団体の方から率先して法定雇用率を達成できるように取り組んでもらえばなと思っています。

後藤雇用労働政策課長 ありがとうございます。

守永委員長 ほかの方、質問ございましたら。

では、一つ私からちょっとお尋ねさせていただきたいんですけども、先ほど御手洗委員が質問されたこととも絡んでくるんですけども、ニーズを把握する中で、そんな機器開発する、していきたいというのがこの事業だったと思うんですけども、そのニーズを集める中で、多分、当事者の方々の声というのが太陽の家に関わっている方を中心に拾っていく形なんだろうとは思いますが、もっと広くそのニーズを突き詰めていくとか、探っていく試みというのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

稲垣産業集積推進室長 この度、介護福祉関連機器開発部会の設置とともに、明野の社会福祉介護研修センターの中に「大分産介護福祉機器コーナー」というのを設けます。介護研修センターには、いろんなケアマネジャーさんのみならず、在宅で介護される家族の方もいろんな御相談に来ていると聞いています。そういった中で、その相談の中で困り事とかいったことも拾っていきたくと思っています。

守永委員長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それに関連して、農林水産の方にちょっとお尋ねですけれども、作業を切り出して、こういう作業が障がいのある方々に向く作業ということで開発していく中で、そういうほかの産業企業と連携を取りながら、こういう道具なり、こういう作業をアシストできるものがあればいいなというのが気付くところもあるんじゃないかと思うんですが、その辺を拾うというか、切り出す作業の中で対応するという取組はされているんでしょうか。

小関新規就業・経営体支援課長 このマッチング、この作業の切り出しも含めて、本年度から取組をしたばかりで、まだまだこれからのことをございますので、委員長のおっしゃるとおりだと思います。そういった機具等の必要性が生じれば、商工労働部と連携を取って、開発なり、そういった話し合いを進めていきたいとは考えております。

これからそういったことも含めて、本年度も同じようなマッチング作業を行いますので、続けていきたいと考えております。

守永委員長 よろしくお願ひいたします。

あとほかの皆さんから御質問ありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 では、ほかに質疑もないようですので、これで本日の調査を終わりたいと思います。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔執行部 退室〕

守永委員長 それでは、次回の委員会についてですけれども、第1回定例会中の3月28日水曜日に開催させていただきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。予算特別委員会の最後の日ですね。

〔「よし」と言う者あり〕

守永委員長 内容は、これまで、今日含めま

して、当委員会でも各部局の取組状況等を聴取してきたわけですが、今回は参考人招致を実施したいと考えておりますが、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 参考人の招致にあたっては、委員会条例第26条の2の規定に基づき、本委員会で議決をした上で、議長に出席要求を行うことになっています。

参考人については、開催計画にもありますように、「だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会」の代表を考えておりますが、他にどなたか推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 それでは、参考人について、事務局に説明をさせますので、事務局よろしくお願ひします。

〔事務局 説明〕

守永委員長 この件について何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 では、お諮りいたします。だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会の共同代表である徳田氏、平野氏を参考人として本委員会に出席を求めることについて御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

守永委員長 その他として、この際何かございませんか。

堤委員 予算特別委員会の採決が終わった後、すぐ開くということですか。

守永委員長 ええ、そのようにしたいと思います。では、別に御意見もないようでありますので、これをもって本日の委員会を終わります。